

お客様 各位

平成21年6月1日

平成21年10月1日改訂

シティグループ証券株式会社

## 外国の取引所金融商品市場への発注について

弊社では、弊社の取次ぎにより外国の取引所金融商品市場において執行するお客様の注文は、原則として弊社の海外関係会社を取次いでおります。

上記は、金融商品取引法36条第2項、金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の3第1項第3号に基づき制定した弊社の利益相反の管理に関する方針に従い、開示するものです。

以 上